浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金交付要綱

（目的）

第１条　市長は、浜松地域で活躍が期待される高度外国人材及び介護人材を雇用する事業主が、当該人材の定着に必要な住居確保や研修体制等の支援体制を充実させることで、もって高度外国人材及び介護人材の定着促進を図ることを目的として、事業主に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和５５年浜松市規則第１７号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）高度外国人材　出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号。以下「入管法」という。）別表１の２の表のうち、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、研究、技術・人文知識・国際業務又は企業内転勤に係る在留資格をもって在留する者をいう。

（２）介護人材　入管法別表１の２の表のうち、介護に係る在留資格をもって在留する者又は同法別表１の５の特定活動に係る在留資格をもって在留する者のうち、出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件（平成２年法務省告示第１３１号）第１７号、第２１号又は第２８号に掲げる活動を行い、かつ社会福祉士及び介護福祉士法（昭和６２年法律第３０号）第４２条の規定により介護福祉士の登録を受けている者をいう。

（３）社宅　事業主が従業員の生活のために、当該従業員に対し貸与する住宅のうち、事業主が不動産会社から事業主名義で賃貸する住宅をいう。

（補助事業者）

第３条　補助の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者（以下、「補助事業者」という。）とする。

（１）浜松市内に主たる事業所を有する法人又は浜松市内で事業を営む個人であること。

（２）次のいずれにも該当する高度外国人材又は介護人材（以下、「外国人材」という。）を雇用（企業内転勤に係る在留資格をもって在留する者にあっては外国法人からの辞令等による勤務を含む。以下同じ。）する又は雇用を予定する者であること。

ア　申請年度又はその前年度中に新たに雇用される者であること。ただし、介護人材にあっては申請年度又はその前年度中に在留資格の変更又は介護福祉士の登録により、新たに介護人材となった者を含む。

イ　雇用期間が１年以上であること。

ウ　浜松市内に住所を有する者であること。

エ　勤務先が浜松市内であること。

（３）市税を完納していること。

（４）納税義務者に対して給与の支払をする者にあっては、市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対象としない。

（１）暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成２４年浜松市条例第８１号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

（２）暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

（３）暴力団員等と密接な関係を有する者

（４）前３号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（５）前各号に掲げる者のほか、公の秩序に反するおそれがあると認められる団体

（補助事業）

第４条　補助の対象となる事業は次の各号に掲げる事業とする。

（１）外国人材の住宅確保にかかる事業

（２）外国人材の定着支援にかかる事業

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助の対象としない。

（１）過去に同一の外国人材について、この補助金の交付を受けた事業

（２）市の他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業

（３）国、他の地方公共団体又は公共的団体の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業

（補助対象経費）

第５条　補助の対象となる経費は、前条に掲げる事業の実施にかかる経費のうち、別表に掲げるものとする。

２　次に掲げる経費は補助の対象としない。

（１）仲介手数料、敷金、礼金、その他の社宅の取得にかかる一時的な経費

（２）社宅の維持管理にかかる経費

（３）外国人材が自ら負担する経費

（４）家具、家電、その他の備品に類するものの購入にかかる経費

（５）業務上必要な資格取得を目的とした研修にかかる経費

（６）前項別表に規定する補助対象経費の内容に関して他の公的制度による補助等を受けた経費

（補助金の額）

第６条　補助金の額は、前条に掲げる経費の２分の１以内（当該額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、次の各号に掲げる額を上限額とする。

（１）第４条第１項第１号の事業　外国人材１人あたり１５万円

ただし、補助事業者１者あたり１５０万円を上限とする

（２）第４条第１項第２号の事業　補助事業者１者あたり２０万円

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする補助事業者は、浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて、１２月末日までに市長に提出しなければならない。

（１）事業計画書（第２号様式）

（２）収支予算書（第３号様式）

（３）市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書

（４）その他市長が必要と認める書類

２　前項の交付の申請は、各申請年度において各補助事業者につき１回限り行うことができる。

（交付の決定）

第８条　市長は、補助金の交付の申請があったときはこれを審査し、当該申請が適当であると認めたときは補助金の交付を決定し、浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金交付決定通知書（第４号様式）により、申請者に通知するものとする。

２　前項の交付の決定には、次に掲げる事項を条件として付するものとする。

（１）補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。

（２）補助事業の内容又は経費の配分の変更（補助対象経費の総額の２０パーセント以内を減じる変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

（３）補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

（４）補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならないこと。

（５）市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。

（６）補助金の交付を受けた日から５年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。

（７）補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。

（８）第１４条第１項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第２項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第１８条の２の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。

（９）第１４条第２項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第１８条の３の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。

（10）前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

（事業変更等の承認申請）

第９条　補助事業者は、前条第１項の決定を受けた補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる書類を市長に提出してその承認を得なければならない。

（１）浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金変更承認申請書（第５号様式）

（２）変更事業計画書（第６号様式）

（３）変更収支予算書（第７号様式）

（４）その他市長が必要と認める書類

（事業変更等の通知）

第１０条　市長は、前条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、申請者へ浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金変更交付決定通知書（第８号様式）により、通知するものとする。

（実績報告）

第１１条　補助事業者は、補助事業完了の日から起算して３０日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の３月３１日のいずれか早い日までに、浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金実績報告書（第９号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

（１）実施報告書（第１０号様式）

（２）外国人材一覧表（第１１号様式）

（３）在留カードその他在留資格及び指定された就労活動並びにその他の外国人材であることを証する書類の写し

（４）外国人材の雇用を証する書類の写し

（５）収支決算書（第１２号様式）

（６）領収書その他の対象経費を支払ったこと及び収入を証する書類の写し

（７）補助事業を実施したことが分かる写真・資料等

（補助金の額の確定）

第１２条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に対し、浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金交付確定通知書（第１３号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第１３条　補助事業者は、前条の交付確定通知書の受領後、請求書（第１４号様式）により市長に補助金の請求を行うことができる。

（交付の決定取消し等）

第１４条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第８条第１項の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

（１）補助金を他の用途への使用をしたとき。

（２）補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱又はこれらに基づく市長の処分に違反したとき。

（３）補助事業者が、第３条第２項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

（４）補助金の申請又は補助事業において、不正、虚偽又はこの要綱の目的に反する行為その他不正な行為があったとき。

（５）補助事業が、第４条第２項各号のいずれかに該当することが判明したとき。

（６）前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付について不適当と認めるとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（加算金及び遅延損害金）

第１５条　補助事業者は、前条第２項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第１８条の２第１項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

２　補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第１８条の２第４項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

（細目）

第１６条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行し、令和６年度から令和８年度までの補助金に適用する。

附　則

１　この要綱は、令和６年６月１３日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に従前の規定により調製した用紙がある場合は、なお当分の間使用することができる。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

区分	内容	補助対象経費
外国人材の住宅確保にかかる事業	新たに雇用した外国人材に対する社宅の貸与	・社宅の賃料（上限６か月分） ただし、外国人材から使用料等を徴収する場合は相当額を控除する。
外国人材の定着支援にかかる事業	ア　新生活に伴う転居や生活・行政手続き等の支援 イ　日本のビジネスマナーや雇用慣行等の理解促進に資する事業 ウ　日本の生活習慣・文化や制度の理解促進に資する事業 エ　事業所内の多言語化や日本語学習等のコミュニケーション支援	・通訳利用にかかる謝金、委託料等 ・翻訳にかかる謝金、手数料、委託料等 ・各種研修実施のための講師謝金、会場使用料、委託料等 ・日本語学習のための授業料、教材費、プログラム利用料、講師謝金、会場使用料、委託料等

※ 申請年度中に要する費用に限る。

第１号様式（第７条関係）

浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金交付申請書

年　　月　　日

（あて先）

浜松市長

住所又は所在地
氏 名 又 は 名 称

（署名又は記名押印）

生年月日（個人の場合）

浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金の交付を受けたいので、補助金交付要綱第７条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

記

１　事業費及び交付申請額

事　業　費　　円

交付申請額　　円

（内訳）

- 外国人材の住宅確保にかかる事業

事　業　費　　円

交付申請額　　円

- 外国人材の定着支援にかかる事業

事　業　費　　円

交付申請額　　円

２　市税の納付又は納入の状況の確認についての同意（同意する場合は下記に☑を記入）

☐　浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金第３条の規定により、市において、申請者の市税の納付又は納入状況について確認することに同意します。

３　暴力団排除に関する誓約（誓約及び承諾する場合は下記に☑を記入）

□　浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約し、承諾します。

（１）次に掲げる者のいずれにも該当しません。

・暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成２４年浜松市条例第８１号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。）

・暴力団員等（条例第２条第４号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

・暴力団員等と密接な関係を有する者

・（法人その他の団体の場合）上記３点に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべきもの、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

（２）浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

４　添付書類

事業計画書（第２号様式）

収支予算書（第３号様式）

市民税・県民税・森林環境税特別徴収義務者指定通知書又は市民税・県民税・森林環境税特別徴収未実施理由書

第２号様式（第７条関係）

事業計画書

１　雇用する外国人材（予定含む）							
在留資格	技・人・国	企業内転勤	介護	特定活動	（　　）	（　　）	計
人　数							

２　事業の内容	
（１）外国人材の住宅確保にかかる事業	
貸与する社宅の数	
（２）外国人材の定着支援にかかる事業	
ア　新生活に伴う転居や生活・行政手続き等の支援	
イ　日本のビジネスマナーや雇用慣行等の理解促進に資する事業	
ウ　日本の生活習慣・文化や制度の理解促進に資する事業	
エ　事業所内の多言語化や日本語学習等のコミュニケーション支援	

第３号様式（第７条関係）

収支予算書

１　外国人材の住宅確保にかかる事業

（１）　収入の部　　単位：円

項　目	内容・算出根拠等	金 額 （補助金は千円未満切捨）
補助金		
外国人材からの 使用料等		
自己資金		
計		

（２）　支出の部

項　目	内容・算出根拠等	金 額
社宅賃料		
計		

２ 外国人材の定着支援にかかる事業

（１） 収入の部　　単位：円

項　目	内容・算出根拠等	金 額 （補助金は千円未満切捨）
補助金		
自己資金		
計		

（２） 支出の部

項　目	内容・算出根拠等	金 額
謝　金		
翻訳手数料		
委託料		
会場使用料		
計		

第４号様式（第８条関係）

浜松市指令　　第　号
年　　月　　日

様

浜松市長　　印

浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金交付決定通知書

年　月　日付で申請のありました浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金について、次のとおり条件を付して交付いたします。

記

金　　円

条件　１　補助金は、当該補助事業以外の目的に使用してはならない。

２　補助事業の内容又は経費の配分の変更（補助対象経費の総額の２０パーセント以内を減じる変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。

３　補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難となった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならないこと。

４　補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を得なければならないこと。

５　市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。

６　補助金の交付を受けた日から５年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。

７　補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。

８　第１４条第１項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第２項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第１８条の２の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。

９　第１４条第２項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第１８条の３の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。

第５号様式（第９条関係）

浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金変更承認申請書

年　　月　　日

（あて先）

浜松市長

住所又は所在地
氏名又は名称

（署名又は記名押印）

年　　月　　日付浜松市指令　　第　号により補助金交付の決定を受けた補助事業の事業計画を下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

１　変更事業費及び変更申請額

変更事業費　　円

変更申請額　　円

（内訳）

- 外国人材の住宅確保にかかる事業

変更事業費　　円

変更申請額　　円

- 外国人材の定着支援にかかる事業

変更事業費　　円

変更申請額　　円

２　変更理由

３　添付書類

変更事業計画書（第６号様式）

変更収支予算書（第７号様式）

第６号様式（第９条関係）

変更事業計画書

※変更箇所に下線をしてください。

1　雇用する外国人材（予定含む）							
在留資格	技・人・国	企業内転勤	介護	特定活動	（　　）	（　　）	計
人　数							

2　事業の内容	
（１）外国人材の住宅確保にかかる事業	
貸与する社宅の数	
（２）外国人材の定着支援にかかる事業	
ア　新生活に伴う転居や生活・行政手続き等の支援	
イ　日本のビジネスマナーや雇用慣行等の理解促進に資する事業	
ウ　日本の生活習慣・文化や制度の理解促進に資する事業	
エ　事業所内の多言語化や日本語学習等のコミュニケーション支援	

第７号様式（第９条関係）

変更収支予算書

１　外国人材の住宅確保にかかる事業

（１）　収入の部　　単位：円

項　目	内容・算出根拠等	変更前 （補助金は千円未満切捨）	変更後 （補助金は千円未満切捨）
補助金			
外国人材からの使用料等			
自己資金			
計			

（２）　支出の部

項　目	内容・算出根拠等	変更前	変更後
社宅賃料			
計			

２ 外国人材の定着支援にかかる事業

（１） 収入の部　　単位：円

項　目	内容・算出根拠等	変更前 （補助金は千円未満切捨）	変更後 （補助金は千円未満切捨）
補助金			
自己資金			
計			

（２） 支出の部

項　目	内容・算出根拠等	変更前	変更後
謝　金			
翻訳手数料			
委託料			
会場使用料			
計			

第８号様式（第１０条関係）

浜松市指令　　第　号
年　　月　　日

様

浜松市長　　印

浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金変更交付決定通知書

年　月　日付浜松市指令　　第　号をもって補助金の交付を決定した、浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金交付決定額を下記のとおり変更したので通知します。

記

金　　円

第９号様式（第１１条関係）

浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金実績報告書

年　　月　　日

（あて先）

浜松市長

住所又は所在地
氏名又は名称

（署名又は記名押印）

年　　月　　日付浜松市指令　　第　号により補助金の交付の決定を受けた補助事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

１　完了年月日

２　交付を受けたい額　　円

（内訳）

- 外国人材の住宅確保にかかる事業　　円
- 外国人材の定着支援にかかる事業　　円

３　添付書類

実施報告書（第１０号様式）

外国人材一覧表（第１１号様式）

在留カードその他在留資格及び指定された就労活動並びにその他の外国人材であることを証する書類の写し

外国人材の雇用を証する書類の写し

収支決算書（第１２号様式）

領収書その他の対象経費を支払ったこと及び収入を証する書類の写し

補助事業を実施したことが分かる写真・資料等

第１０号様式（第１１条関係）

実施報告書

1　雇用した外国人材							
在留資格	技・人・国	企業内転勤	介護	特定活動	（　　）	（　　）	計
人　数							

2　事業の内容及び成果	
（1）外国人材の住宅確保にかかる事業	
貸与した社宅の数	
（2）外国人材の定着支援にかかる事業	
ア　新生活に伴う転居や生活・行政手続き等の支援	
イ　日本のビジネスマナーや雇用慣行等の理解促進に資する事業	
ウ　日本の生活習慣・文化や制度の理解促進に資する事業	
エ　事業所内の多言語化や日本語学習等のコミュニケーション支援	

第１１号様式（第１１条関係）

外国人材一覧表

※外国人材にかかる各種証憑書類は、外国人材ごとに№を記入し、番号順に整理して添付してください。

№	氏　名	在留資格	雇用開始日	社宅貸与			備　考
				対象	事業主支出額	本人負担額	

第１２号様式（第１１条関係）

収支決算書

１　外国人材の住宅確保にかかる事業

（１）　収入の部　　単位：円

※外国人材からの使用料等の額を証する書類を添付してください。

項　目	予算額	決算額	差　額	内容・算出根拠等
補助金				
外国人材からの使用料等				外国人材一覧表（第１１号様式）のとおり
自己資金				
計				

（２）　支出の部

※領収書等支払いを証する書類は、領収書№を記入し、番号順に整理して添付してください。

項　目	予算額	決算額	差　額	内容等	領収書№
社宅賃料				外国人材一覧表（第１１号様式）のとおり	
計					

２ 外国人材の定着支援にかかる事業

（１） 収入の部　　単位：円

項　目	予算額	決算額	差　額	内容・算出根拠等
補助金				
自己資金				
計				

（２） 支出の部

※内容等は、領収書等ごとに記載してください。
※領収書等支払いを証する書類は、領収書№を記入し、番号順に整理して添付してください。

項　目	予算額	決算額	差　額	内容等	領収書№
謝　金					
翻訳手数料					
委託料					
会場使用料					
計					

第１３号様式（第１２条関係）

第　　号

年　　月　　日

様

浜松市長　　印

浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金交付確定通知書

年　　月　　日付の浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金実績報告書を審査の結果、次の金額を　　年度浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金として確定いたします。

記

金　　円

第１４号様式（第１３条関係）

請　　求　　書

金　　額							円

ただし、　　年度浜松市外国人材雇用事業所支援事業費補助金

支　払 方　法	口　座 振替払	銀　　行　　本店 信用金庫　　支店　　普通預金　　第　　号 農　　協　　支所　　当座預金
口座名義（カナ）		

上記の金額を請求します。

年　　月　　日

（あて先）浜松市長

住所又は所在地
氏名又は名称